

外来診察における【予約料】のお支払いについて

◇お待たせしない

◇一人ひとりの診察時間を確保する



上記のことを両立させるため、当院では予約時間を指定する**時間指定予約**を導入した診察を行っております。（順番予約や時間帯予約とは異なります）

※ 順 番 予 約：予約の順番ごとに診察開始（何時に受診できるか分からない）

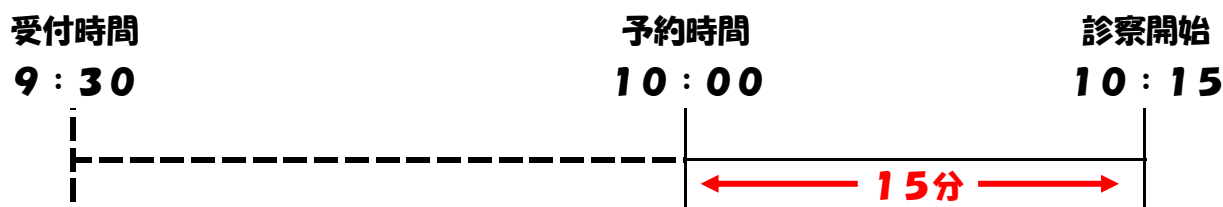
※ 時 間 帯 予 約：10:00～10:30などの枠内で来院された順番で診察開始

厚生労働省に定められた「予約に基づく診察に関する費用（※裏面記載）」に基づき、患者さんの待ち時間を短縮しつつ一人ひとりに時間をかけて診察できる体制が確保されているという評価として、**予約時間又は受付時間から30分以内に診察を始めた場合、**

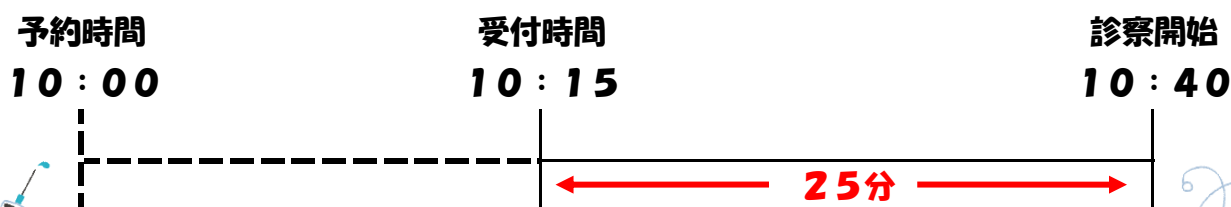
【予約料】として210円（税込）をお支払いいただいております。

○予約料をいただく場合の例

① 予約時間前に受付をした場合で、予約時間から診察開始までが **30分以内**



② 予約時間より後に受付をした場合で、受付時間から診察開始までが **30分以内**



予約に基づく診察に関する事項

- (1) 予約診察による特別の料金の徴収に当たっては、それぞれの患者が予約した時刻に診療を適切に受けられるような体制が確保されていることが必要であり、予約時間から一定時間（30分程度）以上患者を待たせた場合は、予約料の徴収は認められないものであること。
- (2) 予約料を徴収しない時間を各診療科ごとに少なくとも述べ外来診療時間の2割程度確保するものとする。なお、この時間帯の確保に当たっては、各診療科における各医師又は歯科医師の同一診療時間帯に、予約患者とそうでない患者を混在させる方法によっても差し支えないものとする。
- (3) 予約患者でない患者についても、概ね2時間以上待たせることのないよう、適宜診察を行うものとする。
- (4) 予約患者については、予約診察として特別の料金を徴収するのにふさわしい診療時間（10分程度以上）の確保に努めるものとし、医師又は歯科医師1人につき1日に診察する予約患者の数は概ね40人を限度とすること。